新中間処理施設の住民周知について

2026年1月23日
一般廃棄物処理施設整備検討会議
資料２

【構成市町村住民周知アンケートについて】

・令和７年６月３日～６月３０日に実施した新中間処理施設への移行に伴う住民周知についての集計結果と今後の周知に関する考え方をまとめたもの。

【アンケートの集計結果】

周知に必要な期間（開始月）

①令和８年４月～（２件）
②令和８年11月～（１件）
③令和９年４月～（８件）
④令和９年６月～（１件）
⑤令和９年７月～（１件）

周知方法

①広報誌（１３件）
②ホームページ（７件）
③SNS（４件）
④LINE（１件）
⑤パンフレット（３件）
⑥新聞折込（１件）
⑦回覧板（２件）
⑧住民説明会（３件）

周知に必要な資料

・新中間処理施設の施設説明パンフレット
・新中間処理施設移行に伴うごみ分別パンフレット（家庭ごみ用・事業者用）

周知に必要な情報

【施設概要として】
①施設配置図（図面等）
②搬入ルート（一般車・登録車）
③受入可能なごみの種類
（※現施設との変更の有無・持込ルールも含む）
④受入開始日（試運転開始日、本稼働開始日）
⑤営業時間
⑥料金
⑦決済方法（支払い方法）
⑧搬入における注意事項

※③～⑧は運営協議を進める中で詳細が決定される。
（令和８年９月頃までに提示できるように調整予定）
※⑥料金について、試運転期間は現行170円。
供用開始以降の料金については、条例改正後、提示する。

《住民周知の基本的な考え方（案）》

①「周知に必要な情報」は、上記８項目を基本情報とし、周知項目とする。
②「周知開始時期」は、【令和８年１１月～（試運転開始１年前～）】とする。
③「周知方法」は、各市町村によって方法が異なるため、組合から周知時期に合わせて最新の資料を提示し、各構成市町村が各々、周知方法に適用できる形に加工して、周知を行う。

《周知時期ごとの周知方法（案）》

【①令和８年２月頃～】
⇒「中間処理施設建設工事　工事概要説明書」を用いて、各市町村にて周知を行う。
※令和８年２月６日（金）までに建設工事特設ホームページと組合ホームページに資料をアップロードする予定。
※アップロード後、ホームページのリンク先（URL）及び資料を組合から各市町村に共有。
※各市町村にて今すぐにでも行える周知方法（HP、SNS、LINEなど）を活用し、資料の簡易周知を行う。

【②令和８年１１月～（試運転開始１年前～）】
⇒「搬入ガイド（一般向け）（事業者向け）」「ごみ分別ガイド」を作成予定。
※各市町村にて提示した資料内容を周知方法に適用させた形で加工して対応する。（その場合、組合の添削確認必須とする。）

【③令和９年４月～（供用開始１年前～）】
⇒組合から「施設ガイド（施設の詳細や新料金も含む）」を各市町村に提示する予定。
※住民への直接周知として、時期は未定であるが、事業者向けの練習会（試走会）や一般向けの説明会を実施する予定。
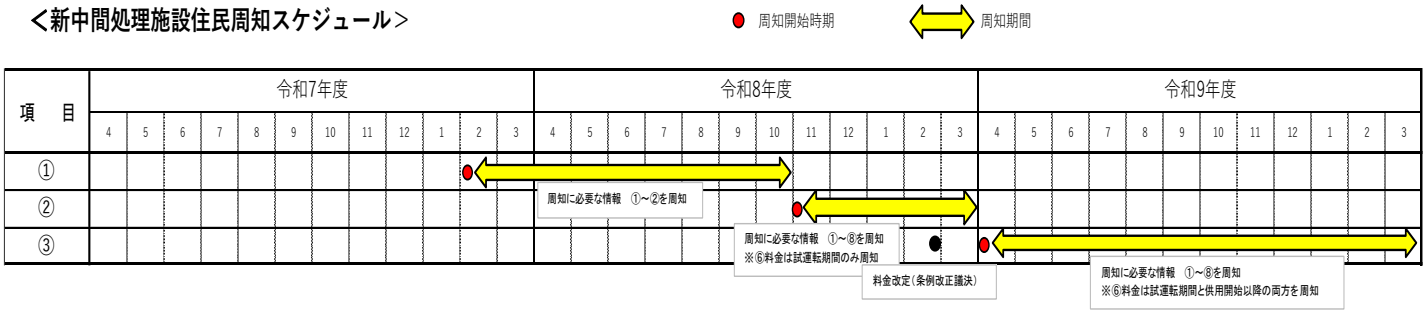
＜新中間処理施設住民周知スケジュール＞